高知県高等学校文化連盟加盟の生徒の創作に関する著作権等の方針

　　高知県高等学校文化連盟は、加盟校の生徒の創作に関する著作権等の方針を次の通りとする。

１　創作者が守るべき著作権等

（1）オリジナル作品を発表する。

（2）高校生としての品位と節度を守る。

（3）他人の作品を無断で使用しない。

（4）著作権を侵害するような引用や加工をしない。

※　高文祭（高知県高等学校総合文化祭）のような公の場で発表する場合は、著作権者の承諾を得る必要がある。学校の授業や個人の趣味として、他人の著作物の一部を許可なく引用や加工することが例外的に認められる場合がある。しかし、公開する場合は、原則として著作者の了解をとる。（著作者人格権のうち、公表権と同一性保持権の抵触に該当。）

（5）学校の指導に従い著作権法を守った上で、著作権者本人として出品する。

※　入賞作品等については、高文連ホームページや報道に生徒作品を掲載することがあるが、これによって引用元の著作権者から著作権侵害として訴えられた場合は、原則として作者本人がその責任を負うものとする。また、受賞の権利を失う。

２　部活動顧問など部活動の指導にあたる者が努めること

（1）日頃の部活動において著作権教育に努める。

（2）出品及び公表する前に著作権侵害に該当しないことを確認する。

参考　以下のホームページを著作権教育にご利用ください。



